

目的

鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例第10条（基本的施策）第6項に基づき、子どものむし歯予防に効果的なフッ化物洗口を県内全域で導入することで、幼児期～学齢期のむし歯罹患率の減少を図ることを目的とする。

実施主体

鳥取県

実施方法

委託（一般社団法人鳥取県歯科医師会）

事業内容

永久歯をむし歯から守るため、永久歯の萌出が始まる4歳児からフッ化物洗口を実施する体制を構築し、市町村が主体的かつ円滑に4歳～中学校卒業まで途切れのないむし歯予防対策に取り組める技術支援及び普及啓発を行う。

(1) フッ化物洗口推進検討会

- ①関係機関と連絡調整（市町村、教育委員会等）
- ②具体的実施方法の検討
- ③事業評価方法の検討

(2) 施設・学校での実施

▷対象者

保育所及び幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等に通う者

▷実施内容

実施にあたっては、市町村及び所管の福祉保健局（事務所）、関係機関と連携して行う

- ①普及啓発
- ②事前打ち合わせ（職員勉強会）
- ③保護者説明会
- ④洗口開始日指導
- ⑤洗口開始後調査

